

路外駐車場の手引き

令和5年9月

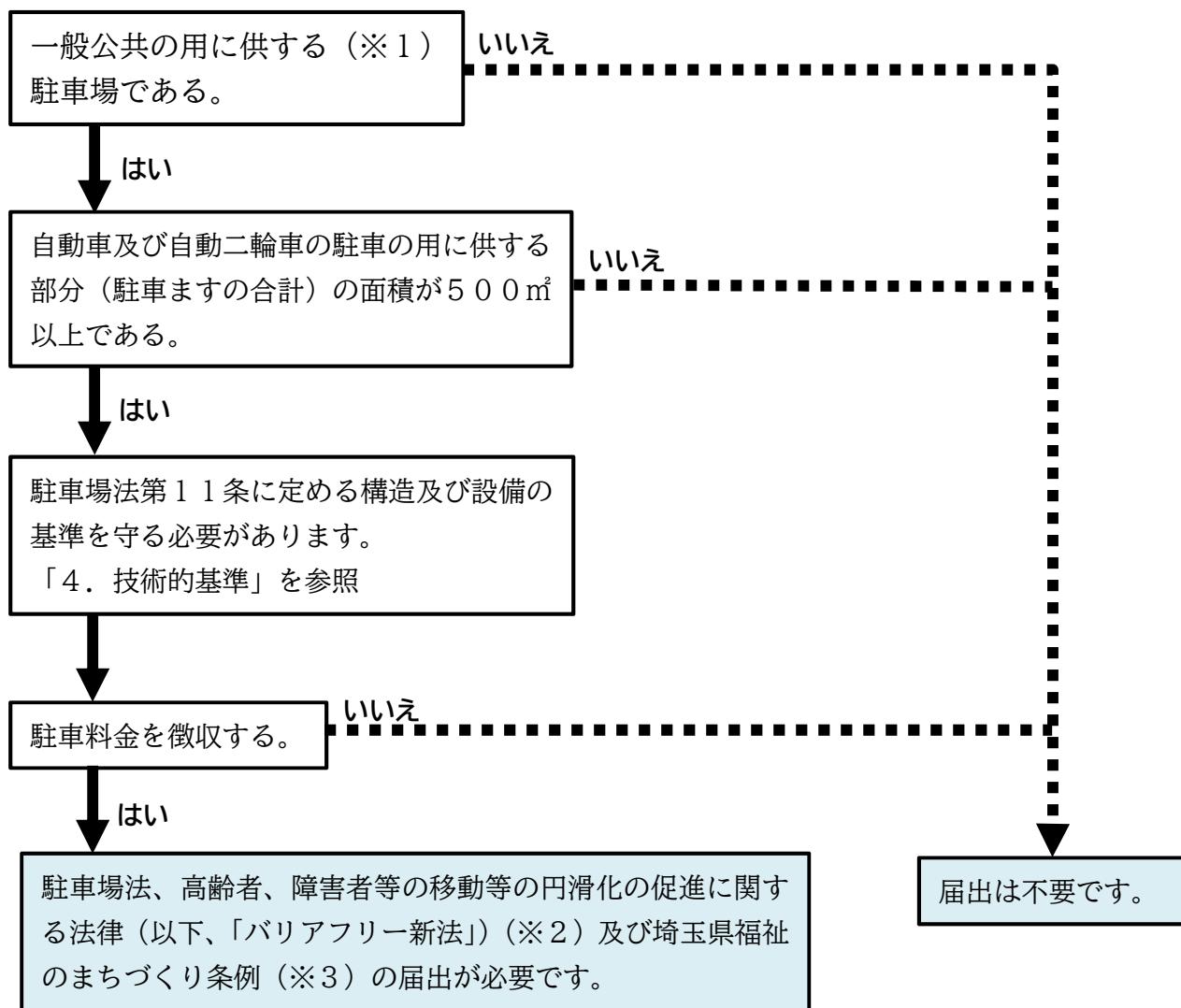
越谷市 都市整備部 都市計画課

目次

1. 越谷市内での路外駐車場届出フロー	1
2. 届出について	2
① 駐車場法に基づく届出について	2
② バリアフリー新法に基づく届出について(法第12条)	2
③ 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出について(条例第16条、施行規則第5条)	2
3. 路外駐車場の届出書類及び提出方法	3
① 駐車場法に基づく届出書類	3
② バリアフリー新法に基づく届出書類	4
③ 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出書類	4
④ その他留意事項	4
⑤ 提出方法	5
4. 技術的基準	6
① 駐車場法	6
〔構造及び設備の基準〕	6
・自動車の出口及び入口について（施行令第7条）	6
・車路に関して（施行令第8条）	9
・駐車の用に供する部分の高さ（施行令第9条）	10
・避難階段について（施行令第10条）	10
・防火区画（施行令第11条）	10
・換気装置（施行令第12条）	10
・照明装置（施行令第13条）	11
・警報装置（施行令第14条）	11
・特殊装置（施行令第15条）	11
・供用時間等の明示（施行令第17条）	11
〔管理規程〕	11
② バリアフリー新法	18
③ 埼玉県福祉のまちづくり条例	20
④ 技術的基準のチェックシート	21
・路外駐車場技術基準	21
・管理規程	24
・埼玉県福祉のまちづくり条例	26
5. 届出様式等	27
① 駐車場法	27
・路外駐車場設置（変更）届出書様式	27
・路外駐車場管理規程届出書	31
・管理規程一部変更届	32

・ 路外駐車場休止届	33
・ 路外駐車場廃止届	34
・ 路外駐車場再開届	35
② バリアフリー新法	36
③ 埼玉県福祉のまちづくり条例	37
・ 特定生活関連施設新築等届出書	37
・ 特定生活関連施設変更届出書	38
・ 特定生活関連施設新築等完了届出書	39

1. 越谷市内での路外駐車場届出フロー



※1 「一般公共の用に供される」とは、不特定多数の人が利用できる駐車場のことで、時間貸し駐車場が代表例です。月極駐車場や従業員専用駐車場のように利用者が限定される駐車場は対象となりません。

※2 道路、公園、建築物、建築物特定施設の駐車場は対象外です。（法第2条13号）
移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準に適合させなければなりません（法第11条）。

※3 道路、公園、建築物の駐車場は対象外です。（条例施行規則第1条）
規則で定める高齢者、障害者等が出入り口、通路等を円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する基準を遵守しなければなりません（条例第12条）。なお、届出先は越谷市都市計画課で、検査等は埼玉県福祉政策課で行います。

2. 届出について

① 駐車場法に基づく届出について

■ 路外駐車場設置（変更）の届出について（法第 12 条）

路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場

届出を行う者：「駐車料金を徴収する」ものを設置する者及び届け出た事項を変更しようとする者（以下、路外駐車場管理者）です。

届出の時期：路外駐車場の設置、即ち路外駐車場の新たな建設又は用途変更に関する工事の着手前であり、届出事項の変更にあたっても、また同様です。

■ 管理規程の届出について（法第 13 条）

届出を行う者：路外駐車場管理者です。

届出の時期：供用開始後 10 日以内までです。

■ 路外駐車場休止（廃止・再開）の届出について（法第 14 条）

届出を行う者：路外駐車場管理者です。

届出の時期：当該行為後 10 日以内です。

■ 罰則の適用について（法第 21～24 条）

路外駐車場の管理規程及び休止等の届出を行わなかった場合について適用があるのみでなく、管理規程を定めずに路外駐車場の供用を開始した場合についても適用されます。

② バリアフリー新法に基づく届出について（法第 12 条）

路外駐車場管理者等は、路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する（以下、「特定路外駐車場」）を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を市長（都市計画課）に届け出なければなりません。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届出することができます。また、届け出た事項を変更しようとするときも、届出が必要です。

③ 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出について（条例第 16 条、施行規則第 5 条）

工事に着手しようとする日の 30 日前までに特定生活関連施設新築等（変更）届出書を 3 部提出してください。越谷市で受付後、埼玉県福祉部福祉政策課で審査した後、越谷市を経由して 1 部返却します。工事完了後、埼玉県福祉部福祉政策課へ完了届出書を提出して下さい。

3. 路外駐車場の届出書類及び提出方法

① 駐車場法に基づく届出書類

	必要書類	新設		変更		休止等	
		建築物以外	建築物	建築物以外	建築物	建築物以外	建築物
設置 (変更) の届出	路外駐車場設置(変更)届出書	2部	2部	2部	2部	-	-
	案内図(縮尺1/10,000以上)	2部	2部	2部	2部	2部	2部
	平面図(縮尺1/200以上) ※以下の事項を表示したもの ・駐車場の区域 ・駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要施設(建築物の内部にあるものを除く) ・駐車場の付近の道路及び並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋	2部	-	2部	-	2部	-
	各階平面図(縮尺1/200以上)	-	2部	-	2部	-	2部
	各階断面図(縮尺1/200以上)	-	2部	-	2部	-	2部
	立面図(縮尺1/200以上) ※2面以上	-	2部	-	2部	-	2部
	断面図(縮尺1/200以上) ※2面以上	-	2部	-	2部	-	2部
	屈曲部、傾斜部の詳細図 (縮尺1/200以上)	-	2部	-	2部	-	2部
	換気風量、照明の照度分布が分かるもの	-	2部	-	2部	-	2部
	機械式駐車 装置の場合	大臣認定書の写し	-	2部	-	2部	-
		仕様図又は全体組立図	-	2部	-	2部	-
管理規程 届出	路外駐車場管理規程届出書	2部		-		-	
	管理規程一部変更届	-		2部		-	
	管理規程の写し	2部		2部		-	
	供用時間及び駐車料金の表示箇所の写真等	2部		2部		-	
休止等 届出	路外駐車場休止届	-		-		2部	
	路外駐車場廃止届	-		-		2部	
	路外駐車場再開届	-		-		2部	

② バリアフリー新法に基づく届出書類

駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置（変更）届出書と併せて、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面」を2部提出してください。その際、駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置（変更）届出書の添付図面（平面図）には、以下の事項を表示してください。

- ・路外駐車場車いす使用者用駐車施設
- ・路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設

③ 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出書類

「特定生活関連施設新築等届出書」又は「特定生活関連施設変更届出書」に以下の書類を添付して3部提出してください。駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置（変更）届出書と併せて提出する場合は、添付書類の提出は2部とします。

〈添付書類〉

●案内図（方位、道路及び目標となる地物を表示）

●平面図（以下の事項を表示したもの）

- ・縮尺、方位
- ・敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場とその出入口の位置
- ・敷地内の車路の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅
- ・路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）

※駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置（変更）届出書と併せて提出する場合は、当該届出書の添付図面に上記事項を表示してください。

④ その他留意事項

- ・変更の届出は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。変更が生じない図面の添付は不要です。
- ・消えるボールペンでの記入による提出はできません。

⑤ 提出方法

■書面での提出

越谷市都市整備部都市計画課の窓口まで必要部数を持参又は郵送で届け出てください。審査後、受理通知の交付と副本の返却をいたしますので、窓口にお越しitただくか、郵送（届出時に返信用の封筒をご用意ください）で送付いたします。

■メール

下記メールアドレス宛に必要な書類を添付して送付してください。必要部数はすべて1部となります。審査後、受理通知を添付してメールを返送します。副本については、メールで送付いただいた届出書類を副本として保管してください。

メールアドレス：toshikei@city.koshigaya.lg.jp

■電子申請

下記ホームページより電子申請画面に進み、必要書類を添付して申請（連絡確認用のメールアドレス登録が必要になります）してください。必要部数はすべて1部となります。審査後、審査完了通知が登録いただいたメールアドレスに届くので、電子申請画面から受理通知をダウンロードしてください。副本については、電子申請に添付いただいた届出書類を副本として保管してください。

- ・越谷市ホームページ

くらし・手続き>都市計画>様式ダウンロード>路外駐車場について>電子申請

- ・URL

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/download/rogaicyusyajyo202108.html

4. 技術的基準

① 駐車場法

[構造及び設備の基準]

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める以下の技術的基準を守らなければなりません（法第 11 条）。

・自動車の出口及び入口について（施行令第 7 条）

一 駐車場の出入口を設置できない部分について。

イ 道路交通法第 44 条に掲げる部分

- a. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷地内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネル（⑦）
- b. 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分（①）
- c. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後 5m 以内の部分（⑦）
- d. 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ 10m 以内の部分（⑤）
- e. 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留所を表示する標示柱又は表示板の位置から 10m 以内の部分（運行時間中に限る。）（⑦）
- f. 踏切前後の側端からそれぞれ前後 10m 以内の部分（⑨）

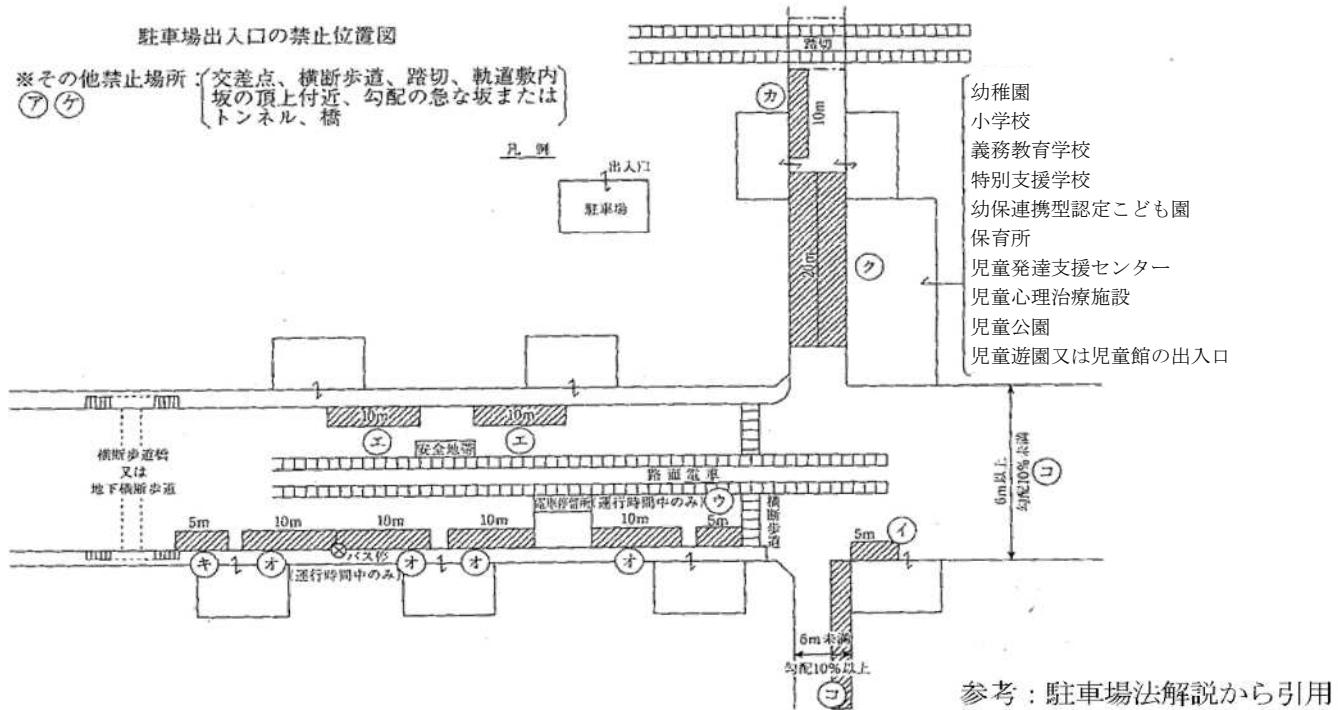
ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5m 以内の道路の部分（⑨）

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む。）（⑨）

二 橋（⑦）

ホ 幅員が 6m 未満の道路（⑦）

ヘ 縦断勾配が 10% を超える道路（⑦）



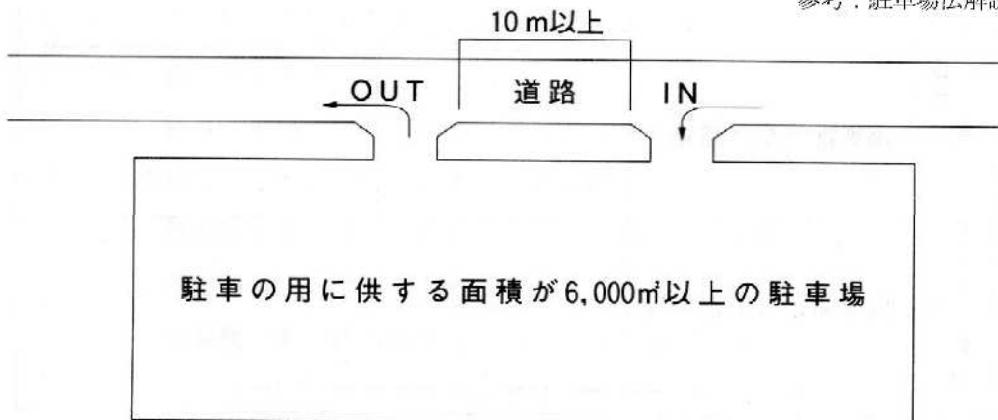
(出入口の例外 (施行令第7条2項))

道路交通法第44条第1号、第2号、第4号、第5号に掲げる道路の部分、橋及び幅員6m未満の道路については、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り路外駐車場の出入口を設けることができます。
 ※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。

- 二 前面道路が2以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
- 三 駐車の用に供する面積が6,000m²以上の場合、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除き、自動車の出入口を分離し、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。

参考：駐車場法解説から引用



四 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上とすること。

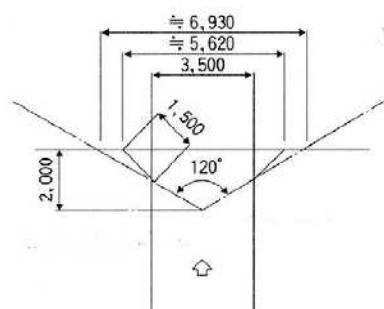


参考：駐車場法解説から引用

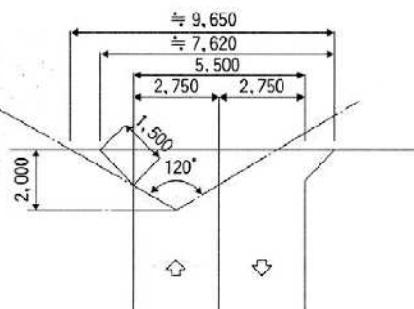
五 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で、道路中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内の通行人を確認できなければならない。

参考：駐車場法解説から引用

〔一方通行の場合〕

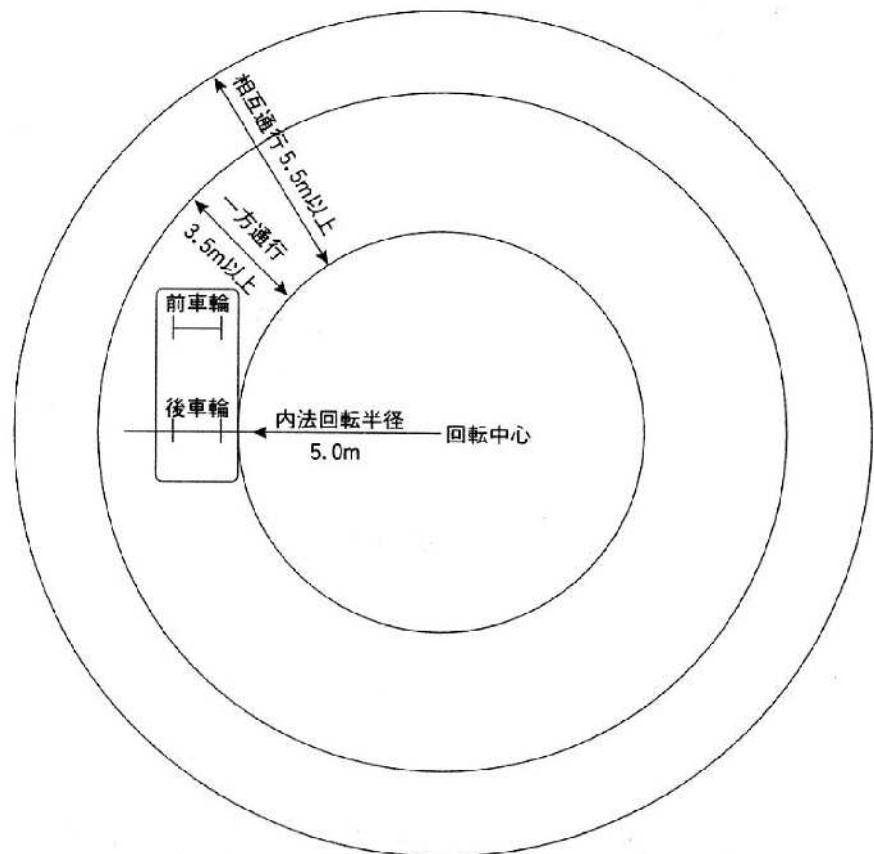


〔相互通行の場合〕



- ・車路に関して（施行令第8条）
 - 一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
 - 二 自動車の車路の幅員を、次に掲げるものとすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m）以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（上記イの部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分 5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上
- 三 建築物である駐車場の車路については次のいずれにも適合する構造とすること。
 - イ はり下の高さは 2.3m以上であること
 - ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く）は、自動車を 5m以上の内法半径（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、特定自動二輪車が 3m以上の内法半径）で回転させることができる構造であること。
 - ハ 傾斜部の縦断勾配は 17%を超えないこと
 - ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること

参考：駐車場法解説から引用



・駐車の用に供する部分の高さ（施行令第9条）

建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上でなければならない。

・避難階段について（施行令第10条）

建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

・防火区画（施行令第11条）

建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条7号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令112条1項に規定する特定防火設備）で区画しなければならない。

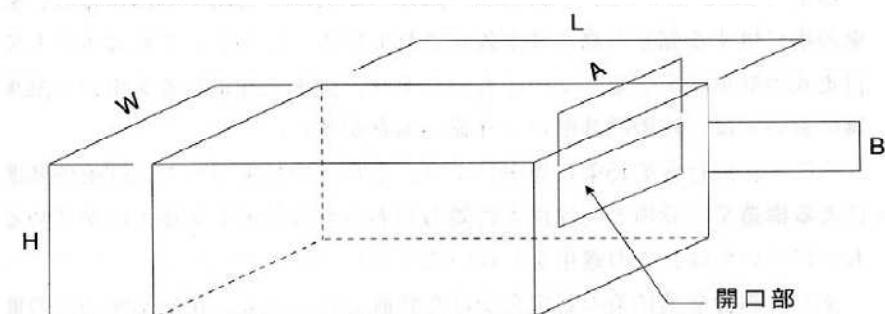
・換気装置（施行令第12条）

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1 m^2 につき毎時 14 m^3 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の $1/10$ 以上であるものについては、この限りでない。

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq (W \times L) \times 14$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$



参考：駐車場法解説から引用

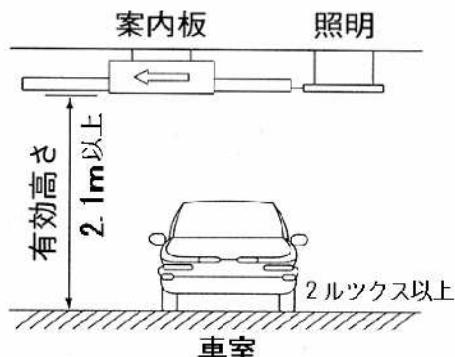
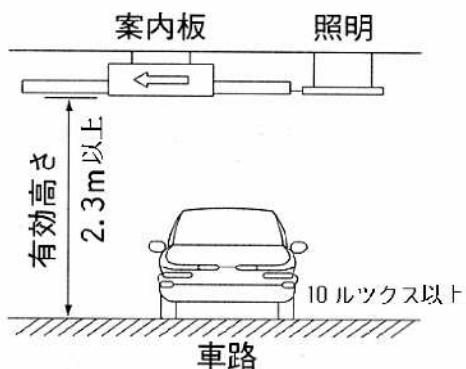
・ 照明装置（施行令第 13 条）

建築物である路外駐車場には、以下の照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

一 自動車の車路の路面…10 ルツクス以上

二 自動車の駐車の用に供する部分の床面…2 ルツクス以上

参考：駐車場法解説から引用編集



・ 警報装置（施行令第 14 条）

建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

・ 特殊装置（施行令第 15 条）

国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものは、この規定を適用しない。

・ 供用時間等の明示（施行令第 17 条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

[管理規程]

・ 管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければなりません（法第 13 条第 2 項）。

一 路外駐車場の名称

二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(駐車場法施行規則第 2 条)

- ・路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。
- ・法第 13 条第 2 項第 4 号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。
- ・法第 13 条第 2 項第 5 号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

駐車場管理規程例

1. 名称

* * *駐車場

所 在 地 ○○県○○市○○区○○丁○○番○号

2. 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○○丁○○番○号

(2) 名 称 * * * *駐車場株式会社

(3) 電 話 ○○○(○○○)○○○○ (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 利用（第7条～第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条～第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条～第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条～第26条）

第6章 雜則（第27条）

第1章 総則

（道徳）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔離、車路の通行止め及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

（1）自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

（2）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

（3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出庫）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出庫管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、嗜好事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたときには直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合には受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、(一)技術士(二)管理者が定めた額より下る。

時間区分	料金の額(上限額)
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

- 第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

- 第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限として該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるものほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返却する。ただし、第5条の規定に基づき営業停止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を及ぼすことがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

- 第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないので出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を收受する。

- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を收受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を使用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の処置

(引取りの請求)

- 第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行なうことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除とな

った日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管轄者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の集議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないとときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管轄者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する直前の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた直前又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雜則

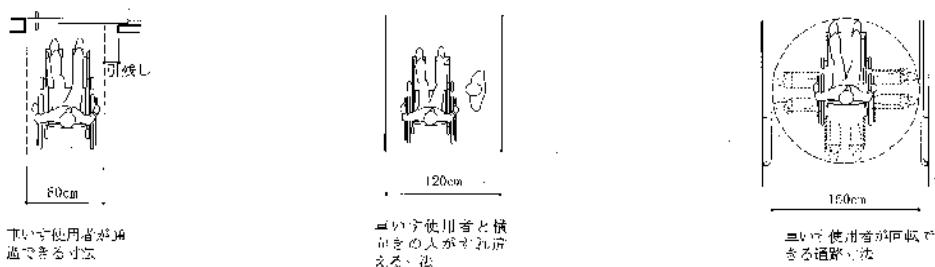
(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

② バリアフリー新法

- ・ 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場（p.2を参照）を設置するときは、当該特定路外駐車場を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備実験する基準を定める省令）に適合させなければならない（法第11条）。
- ・ 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない（省令第2条）。
- ・ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、以下に掲げるものでなければならない（省令第2条2項）。
 - 一 幅は、350cm以上とすること。
 - 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
 - 三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- ・ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない（省令第3条）。
- ・ 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない（省令第3条2項）。
 - 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

車いすの動作寸法



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

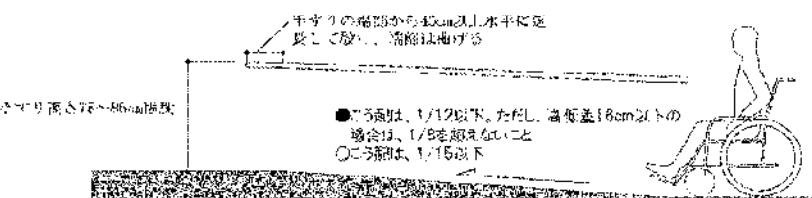
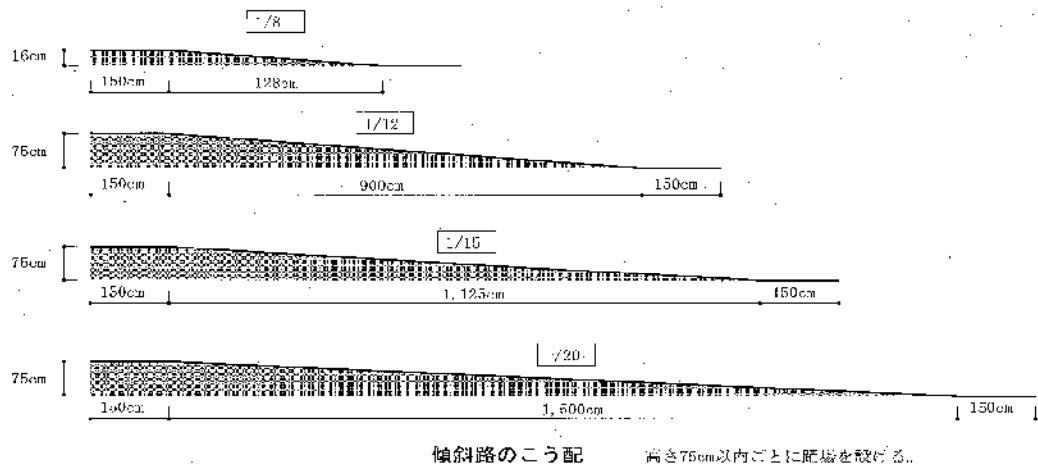
四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。

ロ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。

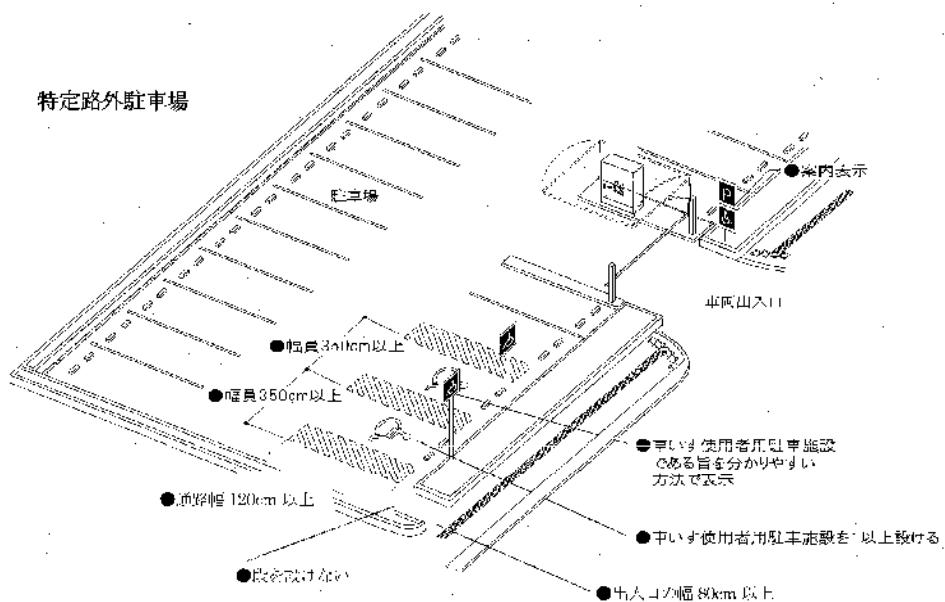
ハ 高さが 75cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

- ・予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない（省令第4条）。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用編集

③ 埼玉県福祉のまちづくり条例

〔施行規則による路外駐車場に関する整備基準〕

路外駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとすること。

- イ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。
- ハ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものとすること。

※ 埼玉県福祉のまちづくり条例の詳細については、埼玉県福祉部福祉政策課のホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/fukumachi/>) をご覧下さい。

④ 技術的基準のチェックシート

技術的基準の確認の際の参考資料として、下記のチェックシートをご利用ください。

・ 路外駐車場技術基準

法令等	審査基準	チェック	審査事項
駐車場法 第12条	届出の必要な駐車場かどうか		1. 都市計画区域内にあるか
			2. 駐車の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上か
			3. 駐車料金を徴収するか
施行規則 第1条	添付図面は完備しているか		4. 路外駐車場の位置を表示した縮尺 1万分の1以上の地形図
			5. 次に掲げる事項を表示した縮尺 200分の1以上の平面図
施行令 第7条	構造、設備の基準に適合しているか		①路外駐車場の区域 ②路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物内部を除く） ③路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋
			6. 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺 200分の1以上の各階平面図並びに 2面以上の立面図及び断面図
			7. 自動車の出口及び入口は適正か
			①道路交通法第44条各号を満たしているか
			・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルにないか
			・交差点の側端又は道路のまがりかどから 5m 以内の部分にないか
			・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分にないか
			・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分にないか
			・乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分にないか
			・踏切の前後側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分にないか

法令等	審査基準	チェック	審査事項
施行令 第7条	構造、設備の基 準に適合してい るか		<p>②横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m 以内の道路の部分にないか</p> <p>③幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定子ども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の道路の部分にないか</p> <p>④橋にないか</p> <p>⑤幅員 6m 未満の道路にないか</p> <p>⑥縦断勾配が 10% を超える道路にないか</p> <p>⑦前面道路が 2 以上ある場合において、自動車の出入口は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けられているか</p> <p>⑧駐車供用面積が 6,000 m² 以上の場合、出入口は分離構造で、かつ、それらの間隔は道路に沿って 10m 以上離れているか</p> <p>⑨すみ切りの必要性はないか ・すみ切りの必要性がある場合、構造は適正か</p> <p>⑩出口付近の構造は、当該出口から 2m 後退した自動車の車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内で当該道路を通行する者の存在を確認できるよう十分に見通しがあるか</p>
施行令 第8条			<p>8. 車路の構造は適正か</p> <p>①自動車が円滑かつ安全に走行できるか</p> <p>②車路の幅員は 5.5m 以上（但し、一方通行路については 3.5m 以上、また、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては 2.75m）あるか</p> <p>③建築物である路外駐車場の場合は、次の基準を満たしているか ・はり下の高さは 2.3m 以上あるか ・屈曲部は自動車が 5m 以上の内り半径で回転できる構造であるか ・傾斜部の縦断勾配は 17% 以下か ・傾斜部の路面は粗面、または滑りにくい材料で仕上げているか</p>

法令等	審査基準	チェック	審査事項
施行令 第9条	構造、設備の基 準に適合してい るか		9. 駐車の用に供する部分の高さは適正か
			①建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さは 2.1m以上であるか
施行令 第10条			10. 避難階段は設けているか
			①建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口 のある階以外の階に駐車供用部分を設けるときは、建築基準 法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階 段、又はこれに代わる設備を設けているか
施行令 第11条			11. 防火区画はしてあるか
			①建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある 施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場 とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造 をいう。）の壁又は特定防災設備（建築基準法施行令第112 条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画し ているか
施行令 第12条			12. 適正な換気装置を設けているか
			①建築物である路外駐車場である場合、内部の空気を床面積1m ² につき毎時14m ³ 以上直接外気と交換する能力を有する換気 装置を設けているか
施行令 第13条			13. 適正な照明装置を設けているか
			①建築物である路外駐車場である場合、次の照度を保つ照明装 置を設けているか ・自動車の車路の路面…10ルックス以上 ・自動車駐車供用部分の床面…2ルックス以上
施行令 第14条			14. 適正な警報装置を設けているか
			①建築物である路外駐車場である場合、自動車の出入及び道路 交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか
施行令 第15条			15. 特殊の装置
			①国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか
施行令 第17条	供用時間等の明 示		16. 供用時間等の明示をしているか
		①路外駐車場利用者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間及 び駐車料金の額を明示しているか	

・管理規程

法令等	審査基準	チェック	審査事項
駐車場法 第13条 第2項	必要な事項が定められているか		1. 路外駐車場の名称
			2. 路外駐車場管理者の住所・氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
			3. 路外駐車場の供用時間に関する事項
施行規則 第2条第 1項			①休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定められているか
施行規則 第2条第 2項			4. 駐車料金に関する事項
		①駐車料金の額は上限額をもって定められているか	
施行規則 第2条第 3項		5. 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項	
		①供用契約に関する事項には、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項が含まれているか	
施行規則 第3条 (1)(2)		6. 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項	
		①路外駐車場の構造上駐車することができない自動車について ②路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要について	
施行令 第16条	駐車料金の額の基準 は満たされているか		7. 法第13条第3項の駐車料金の額について、以下の基準を満たしているか
		①能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと ②自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと ③自動車を負担させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること	

・バリアフリー新法

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
車いす使用者用駐車施設 省令 2 条	<p>① 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けている</p> <p>② 路外駐車場車いす使用者駐車施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員を 3.5m 以上確保している ・ 車いす使用者用の標示をしている 	合・否 合・否 合・否	
経路 省令 3 条	<p>③ 路外駐車場車いす使用者用施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上が、高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）となっている</p> <p>⑤ 移動等円滑化経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終点上に段差を設けていない。段差がある場合、傾斜路を併設している ・ 経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上ある ・ 経路を構成する通路は、幅が 120cm 以上ある ・ 経路を構成する通路は、50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている ・ 経路を構成する傾斜路は、幅を 120cm 以上確保している（段に併設する場合は、90cm 以上確保している） ・ 経路を構成する傾斜路は、勾配が 1/12 を超えていない（高さが 16cm 以下のものについては、1/8 を超えていないか） ・ 経路を構成する傾斜路は、高さが 75cm を超え、かつ、勾配 1/20 を超えるものについて、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の通り場を設けている。 ・ 経路を構成する傾斜路は、勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている 	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
特殊の装置 省令 4 条	予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令 2 条、3 条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。	合・否	

・埼玉県福祉のまちづくり条例

様式第2号(6)（第3条、第5条、第9条関係）

整備項目表（路外駐車場）

整備箇所等	整 備 項 目	整備状	摘 要
路外駐車場	ア 1以上の車いす使用者用駐車施設		
	(ア) 幅は、3.5m以上か。	適・否	
	(イ) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平としているか。	適・否	
	(ウ) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
	イ 車いす使用者用駐車施設は、路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。	適・否	
	ウ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
エ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものか。	適・否		

5. 届出様式等

① 駐車場法

・ 路外駐車場設置（変更）届出書様式

別記様式（第2条関係）

（用紙A4）

路外駐車場設置（変更）届出書					
年 月 日					
越谷市長 宛					
駐車場管理者の氏名又は名称及び住所					
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。					
1 駐 車 場 の 名 称					
2 駐 車 場 の 位 置					
規 模	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	<input type="checkbox"/> 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
				小計	四輪車 駐車台数 台
				それ以外の部分	特定自動二輪車 駐車台数 台
				四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
小計				四輪車 駐車台数 台	
車路等の面積 (B)				平方メートル	
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
			小計	四輪車 駐車台数 台	
			それ以外の部分	特定自動二輪車 駐車台数 台	
			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
			小計	四輪車 駐車台数 台	
			車路等の面積 (D)	平方メートル	

3 規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
			四輪車	駐車台数 台
			特定自動二輪車	駐車台数 台
			小計	平方メートル
			それ以外の部分	
			四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
四輪車	駐車台数 台			
特定自動二輪車	駐車台数 台			
小計	平方メートル			
4 構 造	イ 建築物である部分			
	ロ 建築物でない部分			
5 設 備	イ a 特殊の装置の有無			
	イ b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号		
	ロ それ以外の設備			
6	附帯業務のための施設			
7	従業員概数			
8	供用開始(予定)日			

(注)
道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

記載例

路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

○○ 市民様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

愛知県○○市○○町○○丁目○○番地
○○○○○○株式会社
代表者 ○○○○○
電話 (○○○) ○○○-○○○○

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称	○○○○○パーキング			
2 駐車場の位置	○○市○○町○○丁目○○番地			
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	1,215.98 平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	2,056.34 平方メートル		
	駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、受車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積を記載する。			
	大型自動二輪車及び普通自動二輪車			
	a 建築物である部分 駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	1,320.00 平方メートル (駐車台数 82台)
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル (駐車台数 台)
			匹輪車	駐車台数 台
			特定自動二輪車	駐車台数 台
			小計	1,320.00 平方メートル
			四輪車専用	115.00 平方メートル (駐車台数 8台)
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル (駐車台数 台)
			匹輪車	駐車台数 台
			特定自動二輪車	駐車台数 台
			小計	115.00 平方メートル
			四輪車専用	120.36 平方メートル
	申路等の面積 (B)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
			特定自動二輪車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	62.50 平方メートル (駐車台数 5台)
			匹輪車	駐車台数 5台
			特定自動二輪車	駐車台数 5台
			小計	127.50 平方メートル
	b 建築物でない部分 駐車の用に供する部分の面積 (C)	それ以外の部分	四輪車専用	62.50 平方メートル (駐車台数 5台)
			特定自動二輪車専用	15.00 平方メートル (駐車台数 3台)
			四輪車及び特定自動二輪車併用	25.00 平方メートル (駐車台数 5台)
			匹輪車	駐車台数 2台
			特定自動二輪車	駐車台数 6台
			小計	102.50 平方メートル
				270.98 平方メートル
	申路等の面積 (D)			(裏面に続く)

(表面からつづく)

3 規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A-C) 建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載する。 なお、大建築物の一部にある諸外駐車場にあってはその旨を記載す	一般公共の用に供する部分 それ以外の部分	四輪車専用	1320.00 平方メートル (駐車台数 82台)
			特定自動二輪車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13台)
4 構 造	イ 建築物である部分 ロ 建築物でない部分	地上 10 階・地下 3 階分 (うち駐車場は地下 3 階～地下 1 階部分) 建築面積 : 1,368.56m ² 鉄骨・鉄筋コンクリート造 避難階段の数 : 1 アスファルト舗装	四輪車及び特定自動二輪車併用	62.50 平方メートル 駐車台数 5台
			四輪車	5台
5 設 備	イ 特殊の装置の有無	有 (垂直循環方式、方向転換装置 (ターンテーブル))	特定自動二輪車専用	1447.50 平方メートル (駐車台数 5台)
	ロ 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊駐車装置認定第〇〇〇〇号、第〇〇〇〇号 特殊の装置の名称等 ○○○○○○○○○○ (製造者: ○○○○○株)	四輪車及び特定自動二輪車併用	177.50 平方メートル 駐車台数 13台
6	ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、消化装置、放送装置、自動料金精算機	四輪車	15.00 平方メートル 駐車台数 3台
7	従業員概数	8人	四輪車	25.00 平方メートル 駐車台数 2台
8	供用開始(予定)日	○○年○○月○○日	四輪車	217.50 平方メートル 駐車台数 6台
(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。				

記入上の注意事項

- ・路外駐車場設置(変更)届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- ・「駐車場の区域の面積」は、当該駐車場の範囲の垂直投影面積を記入してください。
- ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、駐車の用に供する部分、歩道、料金徵収施設、換車場所、垂直場その他の駐車の場のために必要な施設の総面積を記入してください。
- ・「駐車の用に供する部分の面積」は、車路を除いた駐車マスの面積を記入してください。
- ・「車路等の面積」は、総面積から「駐車の用に供する部分の面積」を除いた面積を記入してください。
- ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」の駐車台数は、四輪車及び特定自動二輪車の各々に換算した駐車台数を記入してください。
- ・月極契約等の特定の人のみが駐車する部分については、「それ以外の部分」を記入してください。

※記入に当たっては、届出書の備考欄も参考にしてください。

・路外駐車場管理規程届出書

年　月　日

越谷市長宛

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場管理規程届出書

駐車場法第13条第1項の規定により、別添のとおり届出ます。

記

駐車場の名称；

駐車場の位置；

供用開始（予定）日；　　年　月　日（予定）

・管理規程一部変更届

年　月　日

越谷市長宛

駐車場管理者 住所
氏名（又は名称）

駐車場管理規程一部変更届

当駐車場の管理規程中、 の項を 年 月 日から（下記又は別紙）のとおり変更いたしたいので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき、届け出ます。

記

(例) 駐車料金
旧 (黒字で書くこと)

新 (赤字で書くこと)

・路外駐車場休止届

年 月 日

越谷市長宛

駐車場管理者 住所
氏名(又は名称)

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止いたしたいので駐車場法第14条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 廃止理由

4 休止予定期間　自　年　月　日
至　年　月　日　　日間

5 休止台数　(全部・一部)　　台

・路外駐車場廃止届

年　月　日

越谷市長宛

駐車場管理者　住所
氏名（又は名称）

路　外　駐　車　場　廢　止　届

このことについて、下記のとおり廃止いたしたいので駐車場法第14条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止理由
- 4 廃止年月日

・路外駐車場再開届

年　月　日

越谷市長　宛

駐車場管理者　住所
氏名（又は名称）

路　外　駐　車　場　再　開　届

このことについて、下記のとおり再開いたしたいので駐車場法第14条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日

② バリアフリー新法

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 要 移 動 な 構 造 及 び 設 備 の た め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
	<input type="checkbox"/> 特殊の装置の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定める 省令（平成18年国 土交通省令第112号） 第4条の規定による 認定の概要	認定の番号 特殊の装置 の名称等	

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

③ 埼玉県福祉のまちづくり条例

・特定生活関連施設新築等届出書

様式第4号（第5条関係）

特定生活関連施設新築等届出書

年　月　日

(宛先)

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等をしたいので、埼玉県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称					
特定生活関連施設の所在地					
新 築 等 の 区 分	新築・用途変更・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え				
特定生活関連施設の区分	建築物・小規模建築物・公共交通機関の施設・公園・道路・路外駐車場 診療所にあっては、患者を入院させるための施設の有無 有・無				
用 途 及 び 規 模			新築等の部 分	その他の部 分	計
	建 築 物	床 面 積	用途()	m ²	m ²
	構 造	床 面 積	用途()	m ²	m ²
	階 数	地 上 階	用途()	m ²	m ²
		地 下 階	その他の用途	m ²	m ²
			合 計	m ²	m ²
公 共 交 通 機 関 の 施 設	施 設 面 積		m ²	m ²	
公 園	施 設 面 積		m ²	m ²	
模 道	延 長		m	m	
路 外 駐 車 場	駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積		m ²	m ²	
構 造 及 び 設 備	別添のとおり				
新 築 等 の 実 施 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日				

注意 「用途及び規模」欄は、該当するものについて記入すること。

・特定生活関連施設変更届出書

様式第5号（第6条関係）

特定生活関連施設変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等の届出に係る事項を変更したいので、埼玉県福祉のまちづくり条例第16条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称		
特定生活関連施設の所在地		
当初の届出年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	変 更 後

・特定生活関連施設新築等完了届出書

様式第6号（第8条関係）

特定生活関連施設新築等完了届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等が完了したので、埼玉県福祉のまちづくり条例第18条の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称		
特定生活関連施設の所在地		
区分	建物	主要用途
新築	構造	・ 階数
分類	延床面積	m ²
及び	公共交通機関の施設	駅・停留場・空港・バスターミナル
用途	公園	都市公園その他これに類する公園・児童遊園・遊園地・動物園・植物園
新築	道路	一般国道・県道・市町村道
等の実施時期	路外駐車場	駐車の用に供する部分の面積 m ²

注意 「区分及び用途」欄は、該当するものについて記入すること。